

公益社団法人と一般社団法人の違い

	公益社団法人	一般社団法人
目的制限	公益目的事業を主たる目的とすること 収益事業等は公益目的事業を妨げない範囲内であること 風俗営業、投機的取引、高利の融資事業、その他、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないと、政令で定めているものを行わないこと	なし
支出制限	公益目的事業比率が50/100以上	なし
使途限定財産	①寄付財産 ②補助金 ③公益目的事業対価 ④事業収益 ⑤定款上の公益特定財産他 以上は公益目的事業を行うために使用し、処分しなければならない	なし
保有財産制限	株式その他内閣府令で定めるもの	なし
残余財産制限	国、地方公共団体、類似の事業目的の公益法人などへの贈与規定が必要	なし(ただし、残余財産分配禁止)
理事資格制限	三親等内親族理事は1/3以下他同一団体(公益法人、またはこれに準ずるものとして政令で定めているものを除く)理事なども1/3以下 監事についても同様の適用を受ける	なし
必要的設置機関	①社員総会 ②理事((実質的に)3名以上、任期2年、定款や社員総会の決議によって短縮可) ③監事(任期4年、定款によって2年に短縮可) ④理事会(代表理事・監事もバック) ⑤会計監査人(ただし、事業年度ごとの収益の額、費用及び損失の額、その他政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は設置する必要はない。資格は右④に同じ)	①社員総会 ②理事(1名以上(理事会設置の場合は3名以上)、任期2年、定款や社員総会の決議によって短縮可) ③監事(理事会または会計監査人設置の場合1名以上、任期4年、定款によって2年に短縮可) ④会計監査人
任意的設置機関	①会計監査人	①代表理事 ②理事会(代表理事・監事もバック) ③会計監査人
役員報酬制限	民間事業者における給与体系や法人の経理状況を考慮し、不当に高くないこと	なし

<p>役員欠格事由</p>	<p>①～④は右に同じ ⑤認定の取消の原因となった事実があった日から1年以内に理事であったもので、取り消しの日から5年が経過しない者 ⑥暴力団員不当行為防止法違反、傷害罪暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪、背任罪、脱税に関する罪などによる罰金の刑執行後5年以内の者 ⑦禁固、懲役の刑執行後5年以内の者 ⑧暴力団員でなくなってから5年以内の者</p>	<p>①法人(会社や団体) ②成年被後見人もしくは被保佐人または外国法で同様のもの ③この法律や会社法などに違反し刑に処せられ、その執行を終わり、または執行後2年を経過しない者 ④一般法第65条3号に規定する法律以外の法令に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることが無くなるまでの者</p>
<p>公益認定取消事由</p>	<p>①役員に欠格事由がある場合 ②不正手段による認定があった場合 ③定款・事業計画書が法令違反の場合 ④許認可事業の許認可が取得できない場合 ⑤税金の滞納処分の執行がされている、または滞納処分から3年以内の場合 ⑥暴力団支配団体の場合 ⑦取消後5年以内の場合</p>	<p>なし</p>
<p>決算公告</p>	<p>右に同じ</p>	<p>官報または日刊紙又はWEB(当該総会から5年間)(登録調査機関の調査必要)その他法務省令で定める方法</p>
<p>会計原則</p>	<p>収益事業の区分特別会計の特則</p>	<p>一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う</p>
<p>書類備置義務</p>	<p>①～②は右に同じ ③当該事業年度の事業計画書、収支予算書、その他内閣府令で定める書類(毎事業年度の前日から当該事業年度の末日まで) ④財産目録、役員等名簿、役員報酬等、支給基準記載書類、その他内閣府令で定める書類(5年間)</p>	<p>①定款・社員名簿(永久) ②各事業年度に係わる計算書類及び事業報告並びに附属明細書(定時社員総会の1週間前から5年間)</p>
<p>行政庁の監督</p>	<p>報告要求、立ち入り調査、帳簿等検査、質問権の行使、勧告、命令権 事業を行う上の法令上の許認可行政機関、警察庁、国税庁への意見聴取権 事業を行う上の法令上の許認可行政機関、警察庁、国税庁は、行政庁へ意見を述べる事ができる</p>	<p>なし</p>
<p>税制上の措置</p>	<p>原則非課税(収益事業は課税) 法人税・法人住民税法人税割・法人事業税所得割法人住民税均等割→原則課税(収益のない場合は最低税率) ・寄付金の控除・損金算入あり「国・地方公共団体」「指定寄附金」「特定公益増進法人」「認定NPO法人」に追加</p>	<p>原則課税 法人税・法人住民税法人税割・法人事業税所得割・法人住民税均等割</p>